

作 業 基 準

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

大 口 町

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大口五条川遊覧船の運航の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮し、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船頭は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船内に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 運航管理補助者又は陸上作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船頭の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 運航管理補助者又は陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第4条 運航管理者又は運航管理補助者は乗船待ちの旅客等を待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2 運航管理補助者及び陸上作業員は、乗船する旅客と下船する旅客の誘導経路を区分し乗船場の通行に支障とならないようにする。

(乗船準備作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員と旅客の乗船に関して十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、離岸5分前に旅客の乗船誘導作業を開始し、陸上作業員に乗船開始の合図をする。

2 運航管理補助者及び陸上作業員は、乗船作業開始時刻になったときは、船舶の乗船準備をし、旅客の乗船誘導をする。

(旅客の乗船)

第6条 運航管理補助者及び陸上作業員は、船頭の乗船開始の合図を受けた後、旅客を乗船位置に誘導する。

2 運航管理補助者及び陸上作業員は、乗船旅客数（無料幼児含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、乗船旅客人員を記録するとともに、船頭に乗船旅客数を報告する。

3 運航管理補助者及び陸上作業員は、旅客に対し船内での食べ物の禁止、禁煙を指示する。
(離岸作業)

第7条 運航管理補助者及び陸上作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨を船頭に告知し、船頭の合図により、迅速、確実に繫留綱を放す。

(着岸作業)

第8条 運航管理補助者及び陸上作業員は、船舶の着岸時刻2分前までに船舶の着岸位置を定め、その他着岸に必要な作業を行う。

2 運航管理補助者及び陸上作業員は、船舶が着岸したら迅速、確実に綱取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第9条 運航管理者、運航管理補助者、陸上作業員及び船頭は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、乗船場（栈橋等）の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第10条 船頭は、着岸2分前に船内の旅客に対し船体が完全に着岸し、係員の合図があるまで船内を移動しないよう指示する。

2 運航管理補助者及び陸上作業員は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内の旅客に下船の指示をする。

3 運航管理補助者及び陸上作業員は、下船する旅客に対し、下船のための必要な注意と高齢者等の下船補助を行い、また下船経路の指示をする。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち客に対する遵守事項等の周知)

第11条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は乗船場とする。

- (1) 旅客は、待合所又は乗船場に向かうときは係員の誘導に従うこと。
- (2) 旅客は、船舶に乗下船するときは、係員の指示に従うこと。
- (3) 旅客は、事故等非常時のときは、係員の指示に従うこと。
- (4) 待合所及び乗船場において、他の乗船待ちの旅客に危害を加えるような行為や不快感を与えたり、風紀を乱したり、衛生に害を及ぼすような行為をしないこと。
- (5) 船内においては、船頭の指示に従うこと。

- (6) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 船内での食べ物の禁止及び喫煙をしないこと。
- (8) 動物を同乗させないこと。ただし、盲導犬及びペットかごに入れた動物は認める。
- (9) 感染症の患者又は同所見のある者及び泥酔者、薬物中毒者、他の乗船する者に迷惑をかけるおそれがある者の乗船は出来ないこと。
- (10) 重症病者及び 6 歳未満の付添人のいない幼児の乗船は出来ないこと。
- (11) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船客に対する遵守事項等の周知)

第 12 条 船頭は、船内に掲示するなどにより、次の事項を周知しなければならない。

- (1) 船舶の操舵等設備の操作の禁止及び船内をみだりに移動しないこと。
- (2) 船内での食べ物の禁止及び喫煙をしないこと。
- (3) 船舶から河川に廃棄物を投棄しないこと。
- (4) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (5) 事故等非常時のときは、船頭に従うこと。
- (6) 病気、盗難等が発生したときは、速やかに船頭に連絡すること。
- (7) ペットかごの動物は船内に放さないで、船頭の指示する場所に置くこと。
- (8) その他旅客の遵守すべき事項。

2 船頭は、前項の指示に従わない乗船客に対し、下船命令をすることができる。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 13 条 船頭は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 旅客には、常時、救命胴衣の着用を徹底すること。
- (2) 適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、12 歳未満の児童には、その着用を徹底すること。
- (3) 救命胴衣を着用しない、又は着用が困難な旅客については、乗船させないこと。

(乗組員の救命胴衣の着用)

第 14 条 運行管理者は、船頭その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。